

安全・環境

東北6月度

安全衛生目標「公衆災害の防止」

国土交通省の「建設工事公衆災害防止対策要綱」によると「公衆災害とは、公衆の生命、身体、財産に対する危害並びに迷惑をいう。例えば危害には、第三者が死亡又は負傷した場合はもとより、第三者の所有する家屋、車両の破損等も含まれる。また、ガス、水道、電気等の施設や公共の道路に与える損害も公衆災害に、含まれる。」とされています。

日常業務の中で考えられる公衆災害には、防水工およびクラックシート工におけるプライマー、防水材の飛散による第三車両の汚損や研り作業時の研りガラ飛散による第三者、車両への接触での負傷や車両の破損などがあります。

また、ユニッククレーン使用時の架空線への接触やクレーンの転倒による道路や公共物の破損などが挙げられます。

対策としては、飛散に関しては、歩行者や車両が通過するさいには、作業を中断するか、仮囲い等で養生するなどして作業することが必要です。クレーン使用時には、アウトリガーの最大張り出し、水平設置、地切りの確認を行い使用し、ブームが架空線等に接触しないように周囲をよく確認して作業しましょう。また、作業においては原則的に第三者優先で行うようにしましょう。